

2018年 村尾事務所ニュース

村尾経営労務研究所・高松北部労務協会
特定行政書士・特定社会保険労務士・労務調査士®
高松市中央町8-10 TEL087-835-1477 FAX835-1496
<http://muraio-company.sakura.ne.jp/>



官庁申請代行・人事労務 ～頑張る企業支援～

- 社保・劳保・産廃・建設許可、入札指名願、経営審査
各種助成金申請など官庁申請手続
- 就業規則等諸規程の整備、人事・労務諸制度、給与計算
- 労働紛争解決手続代理 ■ 行政不服申立、告訴、告発
- 労務トラブル未然防止点検 ■ 監督署是正勧告対応

平成30年8月1日号

熱中症予防対策について

厳しい暑さが続いています。厚労省は、平成29年の「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」を公表しました。また、これに合わせて、平成30年の職場における熱中症予防対策にも万全を期すよう呼びかけています。今回は、その概要を紹介いたします。基本的な熱中症予防対策を確認し、熱中症による体調不良や労働災害が起らないよう、職場で対策に取り組んでいただければと思います。

■平成29年の状況について■

平成29年の職場での熱中症による死傷者（死亡・休業4日以上）は544人となり、平成28年よりも82人増加し、うち死亡者は14人と、前年より2人増加しています。また、業種別に熱中症による死亡者をみると、建設業が最も多く、全体の約6割が建設業で発生しています。

■平成30年の熱中症予防対策■

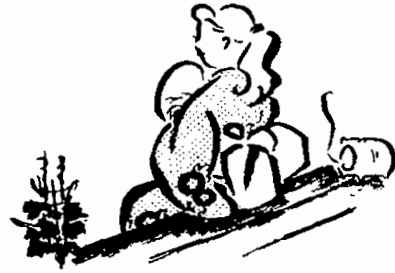
今年の夏の気温は、東日本以西で高く、北日本でも平年並か高くなることが見込まれ、熱中症による労働災害が多く発生することが懸念されています。厚労省では、職場における熱中症予防対策として、5月1日から9月30日まで、「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施しています。個々の労働者に水分・塩分の摂取を呼び掛けるだけでなく、事業場として、予防管理者の選任など管理体制の確立を含めた対策の徹底を図るため、労働災害防止団体などとの連携や関係業界団体などへの関連情報の周知、関連情報の提供（特設サイトの開設）、協賛団体による支援などの取組が重点的に推進されています。



■事務所等、屋内業務での対策について■

事務所の室温について、事務所衛生基準規則第5条第3項により、空気調和設備を設けている場合は、室温が28度以下になるよう努めなければならないとされています。節電を実施する場合には、これを目安にして温度設定をすることが望まれます。

また、業種を問わず、「こまめな水分、塩分の補給」、「遮光カーテン等の活用、換気」、「通気性の良い衣服、吸湿・速乾の衣服の着用」、「氷、保冷剤等による体の冷却」、「外出時の帽子の着用、日傘の利用」等、基本的な熱中症の予防対策をするように心がけましょう。



盛夏

暑中お見舞い
申し上げます

夏期休暇: 8月11日～8月15日

緊急連絡先: 090-3789-0358

残業・休日出勤等への対応

中小企業は余剰人員を抱えられず、臨時の受注や納期の変更、繁忙期等に対しては、残業や休日出勤で対応しているのが現状です。

こうした現状への対応については、次のような法律上の手続きが必要で、

- ①就業規則や労働契約に、残業等があることが明確に記載されていること。
- ②残業時間上限枠等記載された時間外・休日労働協定届を労働基準監督署へ提出し、その上限枠内で残業等がなされること。
- ③割増賃金が支払われていること。

NEWS ダイジェスト

- **残業上限規制 45時間超で健康対策**
厚労省は、2019年4月（中小企業は2020年4月）から導入される残業時間の上限規制について、月45時間を超えて残業させる場合、社員健康確保の対策を定めるよう企業に義務付ける。勤務間インターバルなど内容は労使に委ねる。
- 「心の病」で労災認定 2年連続過去最多に
厚労省が発表した「過労死等の労災補償状況」によると、2017年度に「心の病」で労災認定された人は506人となり、2年連続で過去最多となったことがわかった。また、過労死や過労自殺（未遂を含む）で労災認定された人は190人に上った。